⑨　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第一条の十一第二項第三号ハに掲げる医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施を確保するための体制（以下「医療機器保守管理体制」という。）が整備されていること。

⑩　医療法施行規則第一条の十一第一項第二号に掲げる医療に係る安全管理のための委員会（以下「医療安全管理委員会」という。）が設置されていること。

⑪　当該療養について五例以上の症例を実施していること。

二　膝靱帯再建手術における画像支援ナビゲーション

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

前十字靱帯損傷又は後十字靱帯損傷

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら整形外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　整形外科専門医（社団法人日本整形外科学会（昭和四十四年二月十八日に社団法人日本整形外科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③　当該療養について一年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として八例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　整形外科及び麻酔科を標榜していること。

②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

③　臨床工学技士が配置されていること。

④　病床を有していること。

⑤　当直体制が整備されていること。

⑥　緊急手術体制が整備されていること。

⑦　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑧　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑨　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑩　当該療養について五例以上の症例を実施していること。

三　凍結保存同種組織を用いた外科治療

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

心臓弁又は血管を移植する手術（組織の凍結保存を同一施設内で行うものに限る。）を行うものの

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら外科、心臓血管外科、小児外科又は泌尿器科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。

②　外科専門医（社団法人日本外科学会（昭和四十一年三月十八日に社団法人日本外科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）、心臓血管外科専門医（特定非営利活動法人日本胸部外科学会、特定非営利活動法人日本血管外科学会又は特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、小児外科専門医（特定非営利活動法人日本小児外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は泌尿器科専門医（社団法人日本泌尿器科学会（平成三年八月一日に社団法人日本泌尿器科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③　当該療養について五年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として十例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　外科、心臓血管外科、小児外科又は泌尿器科及び麻酔科を標榜していること。

②　実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。

③　臨床検査技師が配置されていること。

④　病床を二百床以上有していること。

⑤　当直体制が整備されていること。

⑥　緊急手術体制が整備されていること。

⑦　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑧　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑨　当該療養の実施又は継続の適否について倫理的観点及び科学的観点から調査審議するため置かれた合議制の委員会（以下「倫理委員会」という。）が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑩　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑪　日本組織移植学会の認定する組織バンクを有していること。

⑫　当該療養について五例以上の症例を実施していること。

⑬　地方厚生局長等が届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下「届出月」という。）から起算して六月が経過するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

四　インプラント義歯

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

次のいずれかに該当するもの

(1)　腫瘍、顎骨骨髄炎、外傷等の疾患による広範囲の顎骨欠損若しくは歯槽骨欠損（上顎にあっては、連続した三分の一顎程度以上の顎骨欠損又は上顎洞若しくは鼻腔への交通が認められる顎骨欠損に、下顎にあっては、連続した三分の一顎程度以上の歯槽骨欠損（歯周疾患又は加齢による歯槽骨吸収によるものを除く。）又は下顎区域切除以上の顎骨欠損に限る。）又はこれらの欠損が骨移植等により再建されたもののうち、従来のブリッジや可撤性義歯（顎堤形成後の可撤性義歯を含む。）では咀嚼機能の回復が困難なもの

(2)　Cawood&Howellの顎堤吸収分類のV級又はVI級に相当する顎骨の過度の吸収が全顎にわたって認められる無歯顎であって、従来の全部床義歯（顎堤形成後の全部床義歯を含む。）では咀嚼機能の回復が困難なもの

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら歯科又は歯科口腔外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　歯周病専門医（特定非営利活動法人日本歯周病学会が認定したものをいう。以下同じ。）、口腔外科専門医（社団法人日本口腔外科学会（平成三年十月二十五日に社団法人日本口腔外科学会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）が認定したものをいう。以下同じ。）、補綴歯科専門医（社団法人日本補綴歯科学会（平成十七年三月十六日に社団法人日本補綴歯科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）又は口腔インプラント専門医（社団法人日本口腔インプラント学会（平成十七年八月十五日に社団法人日本口腔インプラント学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）であること。